福津市防犯灯 L E D化推進事業補助金(O&A)

1. 工事を複数年に分けて実施することは可能か?

複数年に分けて工事を実施する場合は、当該補助金の対象とはなりません。当該補助金の申請を行う場合、工事は単年度で実施していただく必要がありますので、例えば、この補助事業実施期間の最終年度の令和9年度(令和8年度に計画書提出)に工事が実施できるように、積み立てを行ってください。

2. 福津市防犯灯 L E D 化推進事業計画書 【様式第 1 号】に添付する防犯灯電気料金等の写しは、いつのものを提出するのか?

計画書提出の直近1か月分の電気料金等の写しを提出してください。

3. 自治会で維持管理している防犯灯のうち、すでにLED器具に交換済みのものが数基あるが、 この防犯灯も補助の対象になるのか?

対象になりません。

対象となる器具は、蛍光灯や水銀灯などのLEDではない防犯灯です。

4. 蛍光灯器具や水銀灯器具の処分費は、補助の対象経費に含まれるか?

含まれます。

5. 器具本体ではなく、電球のみ L E D 電球に交換した防犯灯があるが、この防犯灯は補助の対象になるか?

対象になります。

この補助金制度は、電球のみではなく、器具本体のLED化を目的としたものです。そのため、電球の みLED電球に交換されているものも、LED器具に交換する場合は対象となります。

6. 器具本体ではなく、電球のみ L E D 電球に交換する場合は、補助の対象になるか?

対象になりません。

防犯灯の器具本体をLED器具に交換する場合、補助の対象となります。

福津市防犯灯LED化推進事業補助金(Q&A)

7. 工事請負業者は1社でなければいけないか?

1社である必要はありません。

複数の業者で工事を実施する場合は、各業者の見積金額の合計から補助金額を決定します。

8. 複数の自治会でまとまって工事を実施することは可能か?

可能です。

スケールメリットを生かすため、複数の自治会でまとめて工事を実施することも可能です。その場合でも、自治会ごとに見積りを取り、計画書を提出してください。ただし、自治会連合など、複数の自治会で防犯灯を管理している場合は、自治会連合としての申請も受け付けます。

9. 工事完了後の工事金額が、計画書提出時の見積金額よりも高くなっていた場合、補助金の増額はあるか?

補助金の増額はありません。

工事実施の前年度に提出いただく見積金額で予算を確保するため、それ以上の補助金を交付することはできません。申請される際は、月々の電気代支払明細書の確認や九州電力福間営業所への問い合わせ等を行い、基数などを入念に確認してください。

10. 見積業者と施工業者は異なってもよいか?

見積業者と施工業者は異なっても構いません。ただし、補助金は補助金内定通知額内の実績で交付します。

11. 自治会が業者を選定するということになると、自治会によって1基あたりの工事単価が異なることになるが、問題ないのか?

問題ありません。

各自治会から提出された見積金額を基に、補助金を交付します。ただし、補助金額は1基あたり6,000円を上限としています。

福津市防犯灯 L E D 化推進事業補助金(Q&A)

12. 取り付ける器具は原則10VA形ということだが、7VAの器具を取り付けてもいいのか?

原則10VA形としているので、状況に応じて10VA未満もしくは10VA以上のLED器具を取り付けていただいて構いません。ただし、電気量料金単価区分が変わることがありますので、ご注意ください。

なお、市が防犯灯新設及び修繕の際に取り付けている防犯灯は、『Panasonic NNY20323LE1』です。

13. 公民館の施設照明も自治会で管理しているが、これも補助の対象になるのか?

対象になりません。

この補助金は防犯灯を対象としているため、自治会で管理されている公民館の施設照明や神社、納骨堂、消防施設の照明等は補助の対象になりません。

14. 自治会で所有している防犯灯の基数やワット数などを完全に把握していないが、どうしたらよいか?

九州電力福間営業所へお問い合わせください。

月々支払っている電気代の内訳書や明細書を発行して頂けます。また、防犯灯設置箇所については、 地図や一覧等の発行はできないとのことですが、口頭で教えて頂けるとのことです。

15. この補助金を利用して L E D 器具に交換した場合、電気料金の補助はどうなりますか?

市は、防犯灯電気料金の3分の1を郷づくり推進事業交付金に算定しています。当該補助金を利用してLE D化した場合も、電気料金の補助は3分の1です。

ただし、特例として、令和7年度までは平成25年度から令和元年9月までに、自費でLED器具に一括交換された自治会に対しては、電気料金の2分の1を補助します。

※3分の1の補助対象となる電気料金は下記のとおり3年毎に見直しを行っています。

- ・令和5年~7年の算定:令和4年9月分の電気料金×12月×3分の1
- · 令和8年~10年の算定: 令和7月9月分の電気料金×12月×3分の1